Suica に関するデータの社外への提供についての有識者会議「中間とりまとめ」 受領について

Suica に関するデータの社外への提供についての取り組みに関して、弊社では、2013 年 9 月 6 日に「Suica に関するデータの社外への提供についての有識者会議」(以下、有識者会議)を設置し、同取り組みに係る問題の整理および今後の運営についてご議論いただいてまいりました。

この度、有識者会議における「中間とりまとめ」を受領しましたので、以下にお知らせい たします。

### 1.有識者会議の開催概要

(1) 会議の設置

2013年9月に有識者会議設置・第1回会議開催、以後本年2月までに5回開催 2014年2月に開催の第5回会議で「中間とりまとめ」が承認され、当社が受領

(2) 有識者会議委員(役職は就任当時)

堀部 政男 一橋大学名誉教授(座長、就任期間:2013年9月6日~12月31日)

高芝 利仁 高芝法律事務所弁護士(座長代理)

青山 理恵子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長

藤原 靜雄 中央大学法科大学院教授

- (3) 主な検討事項
  - ・「7月提供のSuica分析用データ」提供の問題の整理について
  - ・今後の社外への提供について
- 2.「中間とりまとめ」の概要

別紙参照

#### 3.今後の当社の取り組み

「中間とりまとめ」で指摘されている通り、お客さまへの配慮が不足し、ご不安をおかけしたことについて、あらためて重く受け止めております。

今後の Suica に関するデータの社外への提供については、有識者会議において、法改正の動向等を注視しながら検討する必要があるとのアドバイスをいただいたことから、引き続き、データ提供を見合わせることとします。

一方、より一層お客さまに安心・納得していただくためにも、他企業等の取り組みも参考にしながら、社会的な有用性・公益性の高い取り組みについて検討し、積極的に情報発信を行ってまいります。

これらも含め、当社としての今後の取り組み全体については、法改正の動向等を注視する必要があるため、有識者会議の開催を継続し、引き続きアドバイスをいただきながら検討を進めてまいります。

「中間とりまとめ」資料については、以下の資料をご覧ください。

「中間とりまとめ」資料 (2014年2月) [PDF/941KB]

http://www.jreast.co.jp/chukantorimatome/20140320.pdf

「中間とりまとめ」別紙資料(2014年2月)[PDF/1.0MB]

http://www.jreast.co.jp/chukantorimatome/besshi/20140320.pdf

# 1.本会議の検討事項について

本会議では、主に以下の2点について検討を実施。 「7月提供のSuica分析用データ」提供の問題の整理について 今後の社外への提供について

また、今後のデータの社外への提供については、法改正などの動向にも注視しながら検討を進める必要があるため、本会議の検討結果については、「中間とりまとめ」とすることとした。

## 構成員(役職は就任当時)

座長

·堀部 政男 一橋大学 名誉教授

(就任期間:2013年9月6日~2013年12月31日)

座長代理

·高芝 利仁 高芝法律事務所 弁護士

委員(50音順)

・青山 理恵子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサ

ルタント協会 副会長

·藤原 靜雄 中央大学法科大学院 教授

### 開催状況

第1回会議(2013年9月6日開催)

・本会議の進め方について

第2回会議(2013年10月2日開催)

- 国内外の動向について
- ・専門家ヒアリングの進め方について

第3回会議(2013年11月14日開催)

- ・プライバシーの保護の動向について
- ・専門家ヒアリングの状況について

第4回会議(2013年12月26日開催)

- ・専門家ヒアリングの結果について
- ・「中間とりまとめ(案)」の作成

第5回会議(2014年2月13日開催)

・「中間とりまとめ」の承認

# 2.「7月提供のSuica分析用データ」の提供の問題の整理と今後の社外への提供について

事前に十分な説明や周知を行わなかったことなど、利用者への配慮が不足していたことは問題であり、JR東日本という公共性の高い企業の立場からも、利用者に不安を与えた事実を重く受け止める必要がある。

JR東日本は、「7月提供のSuica分析用データ」を提供した時点では、一定レベルの匿名化処理がされ、特定の個人を識別することができない状態であると評価できたので、個人情報保護法の「個人情報」に当たらず、同法の適用を受けないと考え、提供した。また、プライバシー保護の観点においても、前述の理由等に加え、日立製作所との間で特定の個人を識別することを禁止する契約を締結していたこと等から、法的に問題となることはないと考えていた。

上記について、本会議において、個人情報及びプライバシーの保護の観点から検討した結果、JR東日本は、現行法において、合理的と考えられる範囲での法の解釈運用に努めていたことが認められるが、個人情報の定義における特定の個人の識別性の論点については、専門家の間でも解釈に幅があり、また、現在、法改正が検討されていること等の状況にあるため、今後の立法化の動向にも注視していく必要がある。

また、プライバシーの保護については、一定レベルの匿名化処理や日立製作所との間で特定の個人を識別することを禁止する契約を締結しているので、直ちに個人のプライバシーが侵害されるおそれはないと判断されるものの、今後、技術の進展に伴い、特定の個人が識別され新たな問題が生じる可能性も考えられるため、今後とも継続して最善と考えられる配慮を行うべきである。

## 3. Suicaデータの活用について

これまで、JR東日本の自社サービスの品質向上を目的とした取組にSuica分析用データを活用してきたが、自然災害発生時の対応や地域のマーケティングなどの自社サービス以外にも活用が期待される。

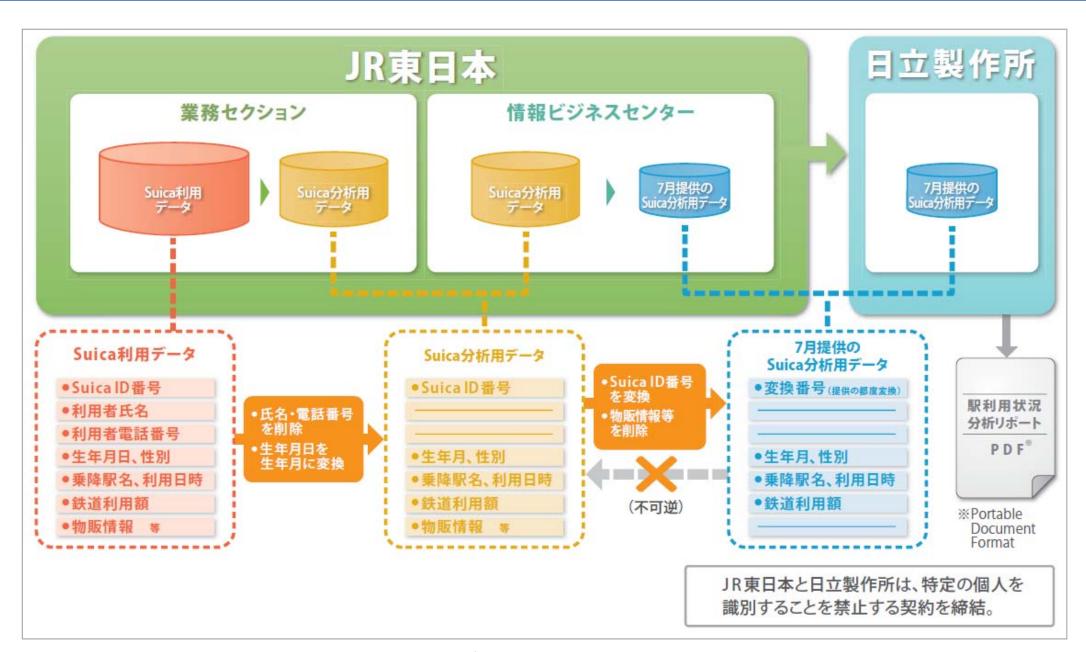
一方、より安心・安全と考えられる集合匿名化を行った場合、相当数の利用者のデータが使用できなくなり、分析結果の精度が低下する課題も認められた。

## 4. 提言

今回の問題で経験したことを活かし、法改正や技術の進展等の社会の動向を注視しながら、利用者が安心・納得できるようなデータ提供のあり方を、多角的な観点から検討すべきである。

上記に加え、JR東日本としては、ビッグデータが生みだす価値が社会に理解されるよう、例えば、公益性の高い統計情報を公表する等の積極的な活動を行っていくことが望まれる。

今後、法改正の動向等にも注視する必要があるため、本会議は、必要に応じてJR東日本に対して助言を行っていくものとする。



出所) Suicaに関するデータの社外への提供について 中間とりまとめ 図3.1-2 (JR東日本提供)